

2 学期以降の教育活動等について

伊丹市における2学期以降の教育活動等については、下記のとおりとする。

記

1 教育活動

予定通り8月30日から登校による教育活動を開始します。(小・中・特別支援学校)
学校給食は、8月31日から開始します。

2 部活動

緊急事態宣言発令期間中(8月30日から9月12日)は原則休止します。

3 学校行事

(1) 修学旅行・自然学校など

緊急事態宣言発令期間中(8月30日から9月12日)は実施しません。

(2) 体育大会

緊急事態宣言発令期間中(8月30日から9月12日)は実施しません。

4 児童くらぶ

学年等閉鎖時は、当該学年等児童は休所とします。

5 社会教育施設

感染症対策を実施した上で開館します。

6 学校施設開放

緊急事態宣言発令期間中(8月30日から9月12日)は実施しません。

7 ワクチン接種

12歳以上のワクチン接種を推進します。

8 その他

(1) 学校が臨時休校または学年・学級閉鎖となった場合は「オンライン」による教育活動を実施します。

(2) 濃厚接触等による「出席停止者」の対応は、授業配信や授業支援ソフトを活用した課題の送受信、健康観察などを実施します。

以上